

再生可能エネルギー等導入推進基金事業 実施要領

第1 趣旨

本事業は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を、地方公共団体に交付して基金を造成し、この基金を活用することにより、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するため、地域の避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等の導入を支援する事業（以下「基金事業」という。）を実施することを目的とする。

また、基金事業により生じた売電収入を管理するため基金内に別勘定を設け、又は新たに基金（以下「管理基金」という。）を造成し、この管理基金を活用し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」の維持及び構築に資するための事業（以下「管理基金事業」という。）を実施する事を目的とする。

第2 運用主体

1. 基金の運用主体は、次のとおりとする。

青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県、茨城県を除く、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）

2. 管理基金の運用主体は、次のとおりとする。

都道府県等及び第2の1に定める運用主体となる都道府県等から交付された補助金を元に事業を実施する市町村（指定都市を除く）、一部事務組合及び広域連合（以下「管理基金実施市町村等」という。）とする。

第3 基金事業等の内容

1. 基金事業は、補助金により第2に定める都道府県等において造成された基金を活用して都道府県等が行う次の事業とし、対象事業の範囲については、別表第1のとおりとする。

（対象とする事業）

再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進することに資する事業であって、以下の各号に該当する事業

- ① 地域資源活用詳細調査事業
- ② 公共施設再生可能エネルギー等導入事業
- ③ 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業
- ④ 風力・地熱発電事業等導入支援事業
- ⑤ その他環境大臣が必要と認める事業

2. 管理基金事業は、都道府県等及び管理基金実施市町村等において造成された管理

基金を活用して都道府県等及び管理基金実施市町村等が行う次の事業とする。この際の事業は、基金事業で導入した再生可能エネルギー発電設備等に対して優先して行うものとする。

- ① 基金事業で導入した再生可能エネルギー発電設備等に対する維持管理、更新に係る事業
- ② 基金事業以外を活用し、導入した再生可能エネルギー発電設備等に対する維持管理、更新に係る事業
- ③ その他、環境省総合環境政策局長が管理基金事業として定めた事業

3. 再生可能エネルギー等設備の導入費用等の妥当性

再生可能エネルギー等設備の導入費用等については、以下を踏まえた妥当性を有さなければならない。

妥当性を著しく欠く場合、環境省は是正を指示することができるものとする。

- ① 導入時に販売等されている設備等の価格を参考に、発電量等の単位あたりの価格の妥当性を精査すること。
- ② 市場価格の推移を適宜把握し、価格設定の参考とすること。
- ③ 設備等の性能や稼働実績を精査すること。

第4 基金事業に要する経費

基金事業に要する経費は、別表第2により算出した額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、基金事業の精算時において生じた1,000円未満の端数はこの限りでない。）とし、対象経費の内容については別表第3及び別表第4のとおりとする。

第5 基金等の運営

1. 基金等の造成

- (1) 基金は、平成25年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金）交付要綱（平成25年5月16日付け環政計発第1305161号。以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて造成するものとする。その交付の申請は、交付要綱で定める交付申請書に関係書類を添えて、平成25年7月31日までに環境大臣に提出して行うものとする。ただし、基金の造成にあたり、議会の議決を必要とする場合で本文の期限により難しい場合、又はその他やむを得ない事情がある場合で本文の期限により難しい場合には、別途環境大臣が認める日までとする。
- (2) 管理基金は、基金事業から売電による収入が発生するまでに造成するものとする。ただし、管理基金の造成にあたり、議会の議決を必要とする場合で本文の期限により難しい場合、又はその他やむを得ない事情がある場合には、別途環境大臣が認める日までとする。

2. 基金等の運用方法

基金及び管理基金の運用については、次の方法によるものとする。

- ① 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ② 金融機関への預金
- ③ 信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

3. 基金等の果実

- (1) 基金の運用によって生じた果実は、基金に繰り入れなければならない。この際、当果実を基金事業に要する経費に充てることができる。
- (2) 管理基金の運用によって生じた果実は、管理基金に繰り入れなければならない。この際、当果実を管理基金事業に要する経費に充てることができる。

4. 基金等の取崩し等の制限

- (1) 基金（基金の運用によって生じた果実を含む。）は、第3の1に掲げる基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならない。
- (2) 管理基金（管理基金の運用によって生じた果実を含む）は、第3の2に掲げる管理基金事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならない。

5. 基金の残額の取扱い

都道府県等は、計画されている基金事業が全て終了したとき又は基金事業の実施期限を経過したときに、基金に残額がある場合は国費相当額（基金の運用によって生じた果実を含む。）を国庫に返還しなければならない。

6. 基金事業の事業計画等

(1) 事業計画

- ① 第2に定める都道府県等は、補助金の交付申請時に再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書（全体計画書）（様式第1号）を作成し、環境省総合環境政策局長（以下「総合環境政策局長」という。）に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。
- ② 都道府県等は、各年度の開始前に再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書（各年度計画書）（様式第2号）を作成し、総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。ただし、平成25年度にあつては、基金事業の実施にあたり、議会の議決を必要とする場合で、本文の期限により難しい場合にあつては、議会の議決後速やかに提出するものとする。
- ③ 都道府県等は、各年度計画書を変更しようとする場合には、あらかじめ再生可能エネルギー等導入推進基金事業変更計画書（様式第3号）を作成し、総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるものとする。ただし、基金事業の個別事業相互間における事業費の2割以内の流用である場合には、この限りでない。

(2) 事業効果の把握等について

- ① 把握すべき事業効果

都道府県等は、事業の実施における以下に定める事業効果を把握しなければならない。

- i 導入した再生可能エネルギー等による発電量
- ii 防災拠点における再生可能エネルギーの普及率
- iii 二酸化炭素削減効果
- iv その他環境省が別途指定する効果

- ② 都道府県等は、基金事業実施期限内、毎年度末に、当該年度に実施した基金事業、前号に規定された事業効果、及び基金の状況等について再生可能エネルギー等導入推進基金事業状況報告書（各年度報告書）（様式第4号）を作成し、当該年度末の翌々月20日までに総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるとともに、その内容を公表するものとする。
- ③ 都道府県等は、基金事業実施期限の翌年度以降の5年間、毎年度末に、1号に規定された事業効果について再生可能エネルギー等導入推進基金状況報告書（各年度報告書）（様式第5号）を作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに総合環境政策局長に提出し、その確認を受けるとする。
- ④ 都道府県等は、年度末に、当該年度に実施した管理基金事業等について管理基金事業状況報告書（各年度報告書）（様式第6号）を作成し、管理基金実施市町村等から都道府県等に対して報告を受けた管理基金事業状況報告を併せて、当該年度末の翌々月20日までに総合環境政策局長に提出するものとする。また、都道府県等及び管理基金実施市町村等は、その内容を公表するものとする。
- ⑤ 都道府県等は、基金事業実施期間中、環境省が開催する中間報告会において、基金事業の進捗状況等について報告するものとする。

7. 基金事業の実施期限

基金事業の実施期限は、平成27年度末とする。ただし、実施期限まで実施した基金事業に係る精算手続きについては、当該実施期限の翌年度5月末までとする。

8. 基金事業の中止又は廃止

- (1) 都道府県等は、第5の7の規定にかかわらず、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ再生可能エネルギー等導入推進基金事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を作成し総合環境政策局長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。
- (2) 総合環境政策局長は、(1)を承認する場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

9. 基金事業等の事故の報告

- (1) 都道府県等は、事業実施期限内に基金事業の遂行が困難になった場合のほか、その他事故のあった場合においては、総合環境政策局長に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 都道府県等及び管理基金実施市町村等は、管理基金事業の遂行が困難になった

場合のほか、その他事故のあった場合においては、総合環境政策局長に速やかに報告しなければならない。

10. 基金事業等の終了等

(1) 環境大臣は、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命じることができるものとする。

① 都道府県等が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 都道府県等が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③ 都道府県等が、基金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

④ その他基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 環境大臣は、(1)の終了又は変更を命じた場合において、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(3) (2)の期限内に基金に充当がなされない場合には、環境大臣は未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(4) 基金の解散後において、事業実施者等から返還があった場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(5) 環境大臣は、次に掲げる場合には、管理基金事業について変更を命じることができるものとする。

① 都道府県等及び管理基金実施市町村等が、交付要綱若しくはこの要領又はこれらに基づく環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 都道府県等及び管理基金実施市町村等が、管理基金を管理基金事業以外の用途に使用した場合

③ 都道府県等及び管理基金実施市町村等が、管理基金事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

11. 基金事業等の経理等

(1) 都道府県等は、基金事業及び管理基金事業の経理について、経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

(2) 都道府県等は、(1)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに基金事業及び管理基金事業の完了した日（第5の8による基金事業の中止又は廃止の承認を受けた場合及び第5の10による基金事業の終了を命ぜられた場合を含む。）の属する会計年度の終了後5年間、総合環境政策局

長の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

- (3) 管理基金実施市町村等は、管理基金事業の経理について、経費ごとに会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。
- (4) 管理基金実施市町村等は、(3)の経理を行う場合は、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに管理基金事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、総合環境政策局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

1 2. 基金事業等の検査等

- (1) 環境大臣は、基金事業及び管理基金事業の適正を期するために必要があるときは、都道府県等に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 環境大臣は、管理基金事業の適正を期するために必要があるときは、管理基金実施市町村等に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (3) 環境大臣は、(1)の調査により、基金事業において適化法、適化法施行令、交付要綱若しくはこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県等に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとし、(1)又は(2)の調査により管理基金事業において、交付要綱もしくはこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県等及び管理基金実施市町村等に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第6 基金事業の実施の方法

1. 契約等

地方公共団体における基金事業の実施に係る契約の際には、各都道府県等の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、各都道府県等の財務規則等に基づき、契約するものとする。

2. 補助事業

都道府県等は、基金事業の実施に係る補助の際には、交付申請その他の手続き等の補助要綱等を定め、実施するものとする。この場合、交付の条件として、適化法、適化法施行令、交付要綱及びこの要領に定める事項を付さなければならない。なお、地方公共団体が第3に規定する基金事業を実施する場合において、基金を財源として市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）に補助金（補助率10/10を上限）を交付することができる。

第7 事業の上積み

- (1) 都道府県等は、第3に定める基金事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。
- (2) 都道府県等及び管理基金実施市町村等は、第3の2に定める管理基金事業を実施するとともに、併せて、自らの財源により、事業の上積みができるものとする。

第8 基金事業の実績報告

- (1) 都道府県等は、基金事業が全て終了したとき又は第5の7で定める基金事業の実施期限を経過したときは、その日（ただし、当該事業費の支出を出納整理期間に行うものである場合には、出納整理期間の末日）から1か月以内に再生可能エネルギー導入推進基金事業実績報告書（様式第8号）を作成し、総合環境政策局長に提出しなければならないものとする。
- (2) 環境大臣は、(1)の実績報告を受けた場合には、その書類の内容を審査し、必要があるときは、都道府県等に対し報告を求め、又は環境省職員に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させ、その報告に係る基金事業が適正に行われたかどうかを調査することができるものとする。
- (3) 環境大臣は、(2)の調査により、適化法、適化法施行令、交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県等に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

第9 財産の管理等

- (1) 都道府県等は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 環境大臣は、都道府県等が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。

第10 財産の処分の制限

- (1) 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械器具、備品及びその他重要な財産とする。
- (2) 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (3) 都道府県等は、(2)の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処

分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号。以下「財産処分承認基準」という。)に定める別紙様式1による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式2を環境大臣に提出し、受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。

(4) 第9の(2)の規定は、(3)の承認をする場合において準用する。

(5) (4)に基づく納付については、交付要綱第14条第3項の規定を準用する。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、基金事業及び管理基金事業に関し必要な事項は、総合環境政策局環境計画課長が定めるものとする。

別表第1

事業項目	事業名	事業実施主体	事業内容
再生可能エネルギー等導入推進事業	地域資源活用詳細調査事業	都道府県又は指定都市	災害に強い自立・分散型エネルギーシステムを導入し「災害に強く、低炭素な地域づくり」を推進するため、地域の防災拠点等に再生可能エネルギー等を導入するために必要な事業の調査、調整等を実施する事業
	公共施設再生可能エネルギー等導入事業	地方公共団体	地方公共団体が所有する公共施設等であって、地域の防災拠点や災害時等に地域住民の生活等に不可欠な都市機能を維持することが必要な施設等において、再生可能エネルギー等を導入する事業
	民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業	民間事業者	都道府県等が補助又は利子補給（地方公共団体が制度融資をするものに限る。）により実施する事業であって、地域住民をはじめとした不特定多数の人が利用するなど、災害時等において地域の防災拠点となり得る施設において、再生可能エネルギー等を導入する事業
	風力・地熱発電事業等導入支援事業	民間事業者	都道府県等が補助又は利子補給（地方公共団体が制度融資をするものに限る。）により実施する事業であって、風力発電設備や地熱発電設備等を導入し、発電を行う事業

別表第2

事業項目	事業名	事業実施主体	事業に要する経費
再生可能エネルギー等導入推進事業	地域資源活用 詳細調査事業	都道府県又は指定都市	当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額の定額
	公共施設再生 可能エネルギー等導入事業	地方公共団体	当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額の定額
			高効率照明、高効率空調の導入分については、当該事業に要する総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の2を乗じて得た額を上限とする額 (ただし、照明については、屋内高所照明であり、高効率の為の交換を主目的とせず、点灯時に大きな電圧が必要となる水銀灯を更新する場合、又は道路灯・街路灯の場合は除く。)
	民間施設再生 可能エネルギー等導入推進事業	民間事業者（再生可能エネルギー等発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られた電気を専ら自らの施設等において消費する場合）	当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に3分の1を乗じて得た額を上限とする額 ただし、特定被災地方公共団体の市町村内で実施する事業は、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を上限とする額
民間事業者（上記以外の場合）		当該事業に要する総事業費のうち金融機関からの融資に係る借入残高について、当該借入残高に年利3%の利子助成率を乗じた利息相当額（ただし、約定償還により計算した償還利息額を限度とする。）	

	風力・地熱発電事業等導入支援事業	民間事業者（風力発電設備や地熱発電設備等を導入し得られた電気を専ら電力会社へ売電する場合）	当該事業に要する総事業費のうち金融機関からの融資に係る借入残高について、当該借入残高に年利3%の利子助成率を乗じた利息相当額（ただし、約定償還により計算した償還利息額を限度とする。）
		民間事業者（地熱発電設備の導入にあたり必要な地質調査等を実施する場合）	当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を上限とする額

別表第3

事業区分	対象経費
地域資源活用詳細調査事業	事業を行うために必要な業務費（旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料）並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
公共施設再生可能エネルギー等導入事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
風力・地熱発電事業等導入支援事業	事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表第4

区分	費目	細目	内容
設計費	設計費	設計費 監理費	基本設計、実施設計に要する費用 工事監理に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とすること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。))

		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測費量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合に

事務費	事務費		<p>においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別表第5のとおりとする。事務費は、設計費及び工事費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="842 954 1414 1292"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000 万円以下の金額 に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000 万円を超え1億 円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に 対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区分	率	1	5,000 万円以下の金額 に対して	6.5%	2	5,000 万円を超え1億 円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に 対して	4.5%
号	区分	率													
1	5,000 万円以下の金額 に対して	6.5%													
2	5,000 万円を超え1億 円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に 対して	4.5%													

別表第5

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいう。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいう。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいう。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
			消耗品費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な各種事務用品類（備品購入費に係るものを除く）の購入のために必要な経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な器具機械借料及び損料、会場使用料並びに物品等使用料及び損料をいう。
備品購入 費		この費目から支弁される事務手続きのために直接必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいう。		